

草津市中学校給食調理・洗浄等業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、草津市中学校給食調理・洗浄等業務（以下「本業務」という。）の受注事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 草津市中学校給食調理・洗浄等業務
- (2) 業務内容 別紙「草津市中学校給食調理・洗浄等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和13年7月31日まで
- (4) 履行期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
 ※契約締結日から令和8年7月31日までは準備期間とする。なお、**準備期間中に要する経費は受注者の負担とするので、見積内容には含めないこと。**

(5) 委託料上限額

履行期間中の業務委託料（消費税および地方消費税を**含まない**）の上限額は下表のとおりとする。

年度	上限額	備考
令和8年度	96,322,661円	令和8年8月1日～令和9年3月31日までの8ヶ月分（下記1年分の金額÷12×8）
令和9年度	144,483,992円	1年分
令和10年度	144,483,992円	1年分
令和11年度	144,483,992円	1年分
令和12年度	144,483,992円	1年分
令和13年度	48,161,331円	令和13年4月1日～令和13年7月31日までの4ヶ月分（上記1年分の金額÷12×4）
合 計	722,419,960円	

※契約に際しては提案見積金額に消費税および地方消費税を別途加算して契約金額とする。

※この上限額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。**提案見積金額は、この上限額を越えてはならない。提案見積金額が上限額を越えた場合は、失格とする。**

※**令和9年度～令和12年度の提案見積金額（1年分）については各年度同額とすること。令和8年度分（8ヶ月分）および令和13年度分（4ヶ月分）については、1年分の金額÷12×月数で算出した金額とすること（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする）。**

3 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。
- (2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和7年6月16日(月) ～令和7年7月18日(金)	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和7年6月16日(月) ～令和7年6月30日(月)	質問書(様式第1号) 【電子メールまたは直接持参】
質問書回答	令和7年7月4日(金)	市ホームページに掲載
参加意思表明書・企画提案書等提出期限	令和7年7月18日(金) 午後4時45分	参加意思表明書(様式第2号) 企画提案書(任意様式) 見積書(様式第3号) 見積内訳書(任意様式) 直近3年度分の決算にかかる 貸借対照表ならびに損益計算書 【直接持参または郵送】
プレゼンテーションの実施	令和7年8月4日(月)	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和7年8月下旬	郵送にて通知 市ホームページにも掲載
契約締結	令和7年8月下旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

※令和7年7月1日(火)より庁舎の開庁時間が午前9時から午後4時45分となるので留意のこと。

5 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下この号において同じ。))または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められること。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。
 - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - ⑤ 草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱（平成15年草津市告示第178号）に基づき登録されている者であること。
 - ⑥ 草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱第10条第1項に基づく参加停止の措置期間中でないこと。
 - ⑦ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
 - ⑧ 近畿府県内で過去1年間食中毒等公衆衛生上重大な事故を起こしていないこと。
 - ⑨ 仕様書に記載されている業務経験、資格等を有し、学校給食調理業務に精通した者を本業務に従事させることができること。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 説明会

本プロポーザル実施にかかる説明会は開催しない。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールまたは直接持参にて提出すること。
電子メールの場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年6月30日（月） 午後5時00分まで（必着）

(3) 提出先

草津市教育委員会事務局 第二学校給食センター

〒525-0015 滋賀県草津市集町60番地

電話番号：077-568-5115（直通）

メールアドレス：school-lunch@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年7月4日（金）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。
質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

8 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書および企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ① 参加意思表明書（様式第2号） | 1部 |
| ② 企画提案書（任意様式） | 7部 |
| ③ 見積書（様式第3号） | 1部 |
| ④ 見積内訳書（任意様式） | 1部 |
| ⑤ 直近3年度分の決算にかかる貸借対照表ならびに損益計算書 | 各1部 |

9 企画提案書、見積書の作成方法および提出方法

(1) 作成方法

- ① 企画提案書はA4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。A3版の資料を挿入する場合はA4サイズに折り込むこと。
- ② 企画提案書は、概ね20枚以内（表紙除く）で簡潔に記載すること。なお、文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③ 企画提案書は、仕様書の業務内容に掲げる各事項を踏まえ作成するものとし、記載すべき項目は別紙「企画提案書記載項目一覧表」に掲げる各項目とする。なお、**表紙には、タイトル「草津市中学校給食調理・洗浄等業務」、提出年月日、会社名を記載すること（草津市学校給食調理・洗浄等業務委託に係る競争入札等に参加する者の資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）において、営業所等の長に草津市との取引を委任している場合は、当該営業所等の名称とすること）。**

- ④ 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 見積書は様式第3号を使用し、1年分の業務委託料を記載のうえ、それに基づく各年度の業務委託料、ならびに履行期間中の総額を記載すること。

なお、各年度の業務委託料は、**令和9年度～令和12年度分は毎年度同額（上記1年分の業務委託料）とし、令和8年度分（8ヶ月分）および令和13年度分（4ヶ月分）は、上記1年分の業務委託料÷12ヶ月×月数で算出した金額とすること（1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする）。**

消費税および地方消費税を**含まない**金額とすること（契約に際しては提案見積金額に消費税および地方消費税を別途加算して契約金額とする）。

イ 上記アで見積った1年分の業務委託料について、積算の内訳が分かるよう、概ね下記①～⑤の項目ごとに内訳を記載した見積内訳書（任意様式）を同封すること。

①人件費

配置する人員ごとに、賃金、手当、賞与引当金、退職金引当金、社会保険料等の内訳が分かるよう記載し、それぞれの積算根拠（単価、人数、時間数、日数、月数、掛け率等）をできるだけ詳細に記載すること。

②保健衛生費

配置する人員の健康診断料、検便料、ならびに産業医の報酬等について、内訳や積算根拠をできるだけ詳細に記載すること。

③車両調達維持費

配送用トラックの調達費、燃料費、修繕費等について、内訳や積算根拠をできるだけ詳細に記載すること。

④現場経費

事務用品費、通信費、被服費、各種消耗品費等について、内訳や積算根拠をできるだけ詳細に記載すること。

⑤その他経費

本社経費、営業経費、営業利益等について、内訳や積算根拠をできるだけ詳細に記載すること。

ウ **見積書には見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること（資格審査申請において営業所等の長に草津市との取引を委任している場合は、当該営業所等の名称・代表者名・代表者印とすること）。**また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、**企画提案書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと）。**

- (2) 提出期限 令和7年7月18日（金）午後4時45分まで

- (3) 提出先

草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えてください。

(4) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

10 参加資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加資格審査を実施する。

審査結果については、令和7年7月下旬に、全ての参加事業者にも文書で通知する。

なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

11 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員等で構成する草津市中学校給食調理・洗浄等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和7年8月4日（月）

当日の詳細な日程等は、参加事業者に参加資格結果通知時に電子メールで通知する。

ただし、プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所 草津市第二学校給食センター

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

20分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、15分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は3名以内とする。なお、**主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。**

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するスクリーンは審査委員会が用意するが、パソコンやプロジェクター等の機器は各提案者が持参すること。（機器を持参できない場合等は、センター設備のプロジェクターの使用は可能だが、当日の動作保証はしない。）

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

12 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。

② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。

- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
 - ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。
- (2) 評価基準
- 参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。
- ① 事業者の経営状況 10 / 100
 - ② 企画提案内容 70 / 100
 - ③ 見積価格 20 / 100
- 審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、委託先候補（優先交渉者）として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。
- (3) 審査結果
- 審査結果については、令和7年8月下旬に、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (4) 企画提案の失格
- 以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。
- ① 参加資格要件を満たしていない場合
 - ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
 - ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
 - ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
 - ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
 - ⑨ 「2 業務の概要 (5) 委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

13 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受注者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額（提出した見積書に記載の履行期間中の総額）の100分の5に相当する金額を違約金として

徴収する。

(6) 前払金 不可

(7) 分割払 可 毎月の業務完了後に完了届を受注者から草津市へ提出し、担当職員による検査後、30日以内に当該業務完了月分の業務委託料を支払う。

なお、毎月の業務委託料は、当該年度の業務委託料を月数で等分した額とする。1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とするが、その合計が当該年度の業務委託料に満たない分については、当該年度の最終月分の支払額に加算して支払う。

(8) 契約保証金 免除

14 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、委託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、委託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は参加事業者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) **本プロポーザルで提案した内容は、業務受注後、草津市と協議のうえ、誠意をもって確実に実施すること。**

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

15 問合せ先

草津市教育委員会事務局 第二学校給食センター 担当者：山元

〒525-0015 滋賀県草津市集町60番地

電話：077-568-5115 ファクス：077-568-5116

メールアドレス：school-lunch@city.kusatsu.lg.jp

○企画提案書記載項目一覧表

項目		記載内容
事業者の経営状況		・ 経営理念や方針について ・ 給食調理等業務の受託実績について ・ 経営規模、財務状況について
企画提案内容	業務実施体制	・ 安全・安心でおいしい給食提供のための業務実施体制について ・ 業務責任者および副責任者の従事実績について ・ 経験豊富かつ有能な人材を確保するためのノウハウについて ・ 市内在住者の雇用確保について ・ 従事者の意欲向上・長期定着について
	衛生管理体制	・ ノロウイルス等の病原体の予防について ・ 「学校給食衛生管理基準」等の各種基準以外の独自の衛生管理の取組について ・ 厨房設備・備品・配送車両等の衛生管理について ・ 従事者の健康管理について
	危機管理体制	・ 学校給食調理等業務における危害分析について ・ 事故や災害等の緊急時の対応について ・ 食中毒や異物混入、食物アレルギー等の事故に対する具体的な防止策について
	従事者の教育体制	・ 従事者の衛生管理や技術向上のための教育・研修体制について ・ 従事者の資質向上のためのその他の教育・研修体制について
	業務に対する考え方や取組姿勢	・ 基本的な考え方や取組姿勢について ・ 事業者が関与することが可能なサービス向上等の提案について
	地域社会への貢献	・ 地域社会への貢献の取組について